

注 記

【重要な会計方針】

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

②有形固定資産等の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法を採用しております。
- ・無形固定資産
定額法を採用しております。

③引当金の計上基準及び算定方法

- ・賞与引当金
翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。
- ・退職手当引当金
本組合職員が期末自己都合要支給額により算定して計上しております。
- ・退職手当支給準備金
本組合及び構成する市町等（5市9町13一部事務組合）の職員退職手当基金積立金を計上しております。

④その他財務書類作成のための基本となる重要事項

- ・物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の扱いに準じています。
- ・資本的支出と修繕費の区分基準
資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円以上であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

【重要な会計方針の変更】

①一般会計と事業特別会計への変更

令和4年度より従前の一般会計による処理から、一般会計（共通経費）、一般会計（自治会館）、退職手当事業特別会計、消防補償事業特別会計、交通災害事業特別会計、議員公務災害事業特別会計へと変更いたしております。

【追加情報】

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- 一般会計（共通経費）
- 一般会計（自治会館）
- 退職手当事業特別会計
- 消防補償事業特別会計
- 交通災害事業特別会計
- 議員公務災害事業特別会計

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている。本会計年度に係る出納整理期間（令和4年4月1日～令和5年5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

②一時借入金の状況

一時借入金の借入はない。

③重要な非資金取引

重要な非資金取引はない。